NTJU News

発行所：ヌヴォトン テクノロジージャパン労働組合
住　所：京都府長岡京市神足焼町1番地
発行人：山本　明広　　編集人：小田　一義

2022-No.10
2023年 3月 14日

2023年総合労働条件改善闘争 速報②

CONTENTS

・NTJU－NTCJ　No.1縮小交渉
・スト権委譲投票結果報告

組合 従業員の挑戦意欲の喚起に向けて継続した「人への投資」が重要

会社 「人への投資」の重要性は理解するも経営状況も踏まえた判断が必要

1　NTJU － NTCJ　No.1縮小交渉　3月 10日(金) 10時～

組合

「人への投資＝賃上げ」の要求は、上部団体の方針を踏まえ、エネルギーや食料など価格高騰が続く社会情勢や組合員の生活実態、さらには今次闘争で果たすべき社会的役割等を総合的に判断し決定した。

日本経済は、コロナ禍による行動制限が緩和されつつある中で、個人消費活動の活発化が進むと予想され、景気が持ち直していくことが期待されている。一方で、日本の実質賃金は2000年以降ほぼ横ばいの状態あり、2006年度以降はほとんどの年度で前年度比マイナスとなっている。

組合員を含むすべての従業員は、家計への負担や将来への不安増をかかえながら、働き方や生活様式が大きく変化してく中で、事業を支えるべく懸命に努力をしている。このことからも、NTCJの事業成長のためには、様々な環境変化に対する挑戦意欲の喚起やモチベーションの維持・向上、多様な人材が安心して働ける職場環境の構築がますます重要になっている。

このような状況を踏まえ、NTJ労組は、「生活不安」「雇用不安」「将来不安」の3つの不安を払拭し、NTCJの魅力とすべての従業員のモチベーション向上、そして消費を回復させ経済の自律的成長につなげるために、積極的な「人への投資」が重要であるとの考え方から、月例賃金の引き上げと本給改定額表への反映、業績連動の一時金を要求している。

会社

組合の主張する社会情勢や外部環境の変化、特にエネルギーや食料等の価格高騰が社員の生活に与える影響については会社としても理解する。

しかしながら、エネルギーや原材料の価格高騰、大幅な為替の変動は、個人生活のみならず企業経営にも大きな影響があることをご理解頂きたい。将来的な固定費の増加となる賃上げについては外部環境のみならず、一法人として慎重な判断が必要である。

「人への投資」の重要性は労使の共通認識であり、昨年労使で取り組んだ処遇制度の改定は、挑戦意欲の喚起、モチベーションの向上に繋がるものであり、安心して働ける環境の整備にも継続し取り組んでいく。

今交渉における賃金水準改善は、当社社員のエンゲージメント向上や労働市場での優位性確保に加え、会社の社会的責務としての側面もあると認識している。しかしながらその水準は、安定した事業運営ができることが大前提であり、当社の経営状況も踏まえ判断していきたい。

また、海外出張旅費のNTCグループ統一基準への改定についても本闘争で論議をお願いする。（詳細は裏面）限られた時間ではあるが、引き続き論議していきたい。

【組合側】

【会社側】

スト権委譲投票結果報告

3月9日(木)18時より、選挙管理委員会を開催し、２０２３年総合労働条件改善闘争の「スト権委譲投票」の開票結果の確認を行いました。

開票の結果、スト権は以下の通りとなり、確立されましたのでご報告します。

※投票率 ： 91.3%（投票数／投票可能組合員数）

【スト権確立】 94.8%（賛成票数／投票総数）

■会社申入れ内容

グローバル化の更なる進展に伴い海外渡航を取り巻く環境が変化する中、海外出張旅費についてWinbond、NTCの関連会社含めて今日的な観点で見直し、統一基準に2023年4月1日付で以下内容に改定を行う。

	現　行	改定後
渡航支度料	第5条「別表第1」に定める渡航支度料を支給する。 初渡航：6万円	廃止
交通費	第6条 航空運賃、自動車賃、その他業務上の交通費はすべてその実費を支給する。 ②航空機の利用は航空運賃体系に基づく普通運賃（エコノミークラス）での搭乗を原則とする。 ただし、次の場合はビジネスクラスの利用を認める。 ・南米、アフリカ地域への出張 ・業務の必要性から携行荷物が無料携帯重量を超過し、ビジネスクラスの利用が合理的な場合 ・緊急出張のためエコノミークラスを利用でき	第6条 航空運賃、自動車賃、その他業務上の交通費はすべてその実費を支給する。 ②航空機の利用は航空運賃体系に基づく普通運賃（エコノミークラス）での搭乗を原則とする。 ただし、飛行時間が5時間を超える場合は、プレミアムエコノミークラスの利用を認める。 また、緊急出張や特別な事情がある場合は、所属長の承認によりアップグレードを認める。
宿泊料	第7条 宿泊料とは、室料及びこれに付随する税金・サービス料を指し、適切な範囲で証憑にもとづき実費を支給する。	第7条 宿泊料とは、室料及びこれに付随する税金・サービス料を指し、適切な範囲で証憑にもとづき実費を支給するものとし、上限を下記の通りとする。 ・ヨーロッパ、アメリカ、イスラエル：190US$ ・他の地域：155US$ ただし、緊急出張や特別な事情（ハイシーズン等）がある場合は、所属長の承認により上限金額超過を認める。
日当	第8条 日当とは、食事日（昼食代・夕食代）及び社用以外の一切の費用に充当するものとし、「別表第2」に定める金額を支給する。	第8条 日当とは、食事日（昼食代・夕食代）及び社用以外の一切の費用に充当するものとし、「別表第2」に定める金額を支給する。

日当支給基準（別表第2）

【現　行】

日当（US$）

区分 地域	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
アジア	中国（香港） シンガポール	中国（北京・上海・深セン・広州・杭州） 韓国 タイ（バンコク）	中国（大連・天津・珠海・蘇州・重慶・青島） 台湾	中国（無錫・瀋陽・厦門・東莞・佛山／順徳、唐山・江門） タイ（バンコク以外） マレーシア、フィリピン インドネシア、ベトナム ミャンマー、カンボジア インド、パキスタン	指定地以外の全域
中近東	アラブ首長国連邦	イスラエル	アラビア半島諸国	クウェート、イラク、イラン、トルコ	指定地以外の全域
欧州	ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、フランス、スイス	フィンランド、オランダ、オーストリア	イギリス、ドイツ、ベルギー、イタリア、スペイン、チェコ、スロバキア、ロシア	ギリシャ、バルト三国	指定地以外の全域
北米	ニューアーク、ハリソン（ﾆｭｰｼﾞｬｰｼﾞｰ州）、ニューヨーク（ﾏﾝﾊｯﾀﾝ地区）、シカゴ、ダラス、ワシントンD.C.	ロサンゼルス、サンフランシスコ、ヒューストン、アトランタ、デンバー、シアトル、カナダ	指定地以外の全域	―	―
オセアニア		オーストラリア	ニュージーランド		指定地以外の全域
中南米	―	―	ブラジル、アルゼンチン	パナマ、ペルー、チリ、コスタリカ	指定地以外の全域
アフリカ	―	―	西アフリカ沿岸諸国	南アフリカ、エジプト、モロッコ、アルジェリア	指定地以外の全域
主幹職/主務職以下	75	70	65	60	55

【改定後】

日当（US$）

区分 地域	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
アジア	シンガポール イスラエル	中国-香港 インド 韓国	台湾 中国 トルコ タイ	指定地以外
欧州	フランス イギリス	ドイツ イタリア オランダ ロシア		指定地以外
北米	ニューヨーク サンフランシスコ LA ボストン ワシントン	アメリカ-その他 カナダ		―
オセアニア		オーストラリア	ニュージーランド	
その他	―	―	―	指定地以外
主幹職/主務以下	80	70	60	50